

## 自治会傘下団体細則

### （趣旨）

第1条 この細則は、衣川台自治会規約第26条の規定に基づき、自治会活動の一端を担う自治会傘下団体の定義・特典など必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 自治会役員の任期は基本的に1年であり、事業への習熟度が十分でないため、大規模事業における役員の負担は大きい。このため、自治会員を主要構成員として文化活動や福祉活動を継続的に実施している各種団体に自治会行事への協力を求めることにより事業を円滑に進めることを目的とする。

### （自治会傘下団体の定義）

第3条 自治会傘下団体の定義は下記のとおりとする。

1. 文化活動や福祉活動など自治会の活動目的に合った活動を行っていること。
2. 自治会と協調し、可能な範囲で自治会事業に協力する団体であること。
3. 傘下団体になることに同意をし、自治会が認めた団体であること。
4. 衣川台自主防災部は、自治会の連繫機関であり傘下団体とは取り扱わない。

### （自治会傘下団体の特典）

第4条 自治会傘下団体に対し自治会が与える特典は下記のとおりとする。

1. 自治会使用に次ぐ自治会館の優先的な使用。
2. 印刷機・コピー機使用料の自治会員価格の半額使用権の提供。
3. 自治会役員経由による自治会掲示板への優先掲示。
4. 衣川台だより等自治会広報手段の提供。
5. 自治会保有備品の優先貸与（自治会の承認が必要）。
6. 活動助成金の支給（自治会の承認が必要）
7. 自治会からの労力・サービス等の提供（自治会の承認が必要）
8. 自治会総合保険の適用（保険適用可能範囲）

付則 1. この細則は、平成17年12月18日から施行する。  
2. この細則は、平成25年3月1日から施行する。